

PTA会員の皆様

令和7年度

**P T A 年度末総会
議案書
(総会資料)**

練馬区立開進第四中学校 P T A

－ 議案 －

第1号議案	令和7年度 PTA事業報告	…2ページ
第2号議案	令和7年度 会計報告 (案)	…3ページ
第3号議案	PTA規約の一部改正 (案)	…4-6ページ
第4号議案	令和8年度 役員・会計監査の推薦と承認	…7ページ

第1号議案 令和7年度 P T A 事業報告

開進第四中学校 P T A

<p>本 部</p>	<p>学校行事出席 (入学式・卒業式) ・学校行事協力 (運動会前日準備・運動会当日・雨天延期日の受付) (合唱コンクール受付・会場係サポート) (学校公開受付サポート・リユース管理) ・役員会開催 ・活動サポート費の集金 ・PTA便りの発行 ・係活動補佐 (募集・シフト作成・当日活動補佐・連絡配信) ・総会準備・集計</p>	<p>※地域関連事業 ・青少年育成桜台地区委員会主催事業 協力 ・青少年委員主催 地域懇談会 出席 ・三校連絡会 (仲町小、開四小、開四中) ・近隣小学校学校行事への出席 ・祭礼挨拶 ・祭礼パトロール</p> <p>< その他係・担当 > ・【吹奏楽部保護者】青少年育成文芸事業 (みんなの音楽祭) 協力 ・避難拠点運営連絡会 会議・防災訓練出席 ・【1年生保護者】青少年育成文芸事業 (かるた大会) 協力</p>	
<p>委員会</p>	<p>以下の委員会は今年度活動停止 ・地域生活委員会 ・文化委員会 ・ベルマーク委員会 委員会活動停止に伴い、実行委員会の開催はなし</p>	<p>学級委員</p>	<p>活動無し</p>

令和7年度 会計報告(案)

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1. 収入の部

費目	本年度実績	実績詳細
会 費	220,500	(435口×500円+追加分6口×500円)
雑 収 入	262	銀行利子
合計	220,762	

2. 支出の部

項 目	項目名	本年度実績	実績詳細
運営費 事務費	消耗品費(行事備品)	1,797	運動会リストバンド
運営費 事務費	消耗品費(係活動備品)	1,331	集金用封筒
運営費 事務費	印 刷 費	5,110	PTA室プリンタインク
運営費 事務費	OA機器等積立費	95,221	OA機器積立
運営費 事務費計		103,459	
活動費 一般活動費	行事等活動費	16,203	お花、色紙代
活動費 一般活動費計		16,203	
活動費 その他	記念事業積立	100,000	周年行事用積立
活動費 その他	雑費	1,100	銀行振込手数料等
活動費 その他計		101,100	
	総計	220,762	

3. 差引残高

本年度実績

収入	支出	来年度繰越
220,762	220,762	0

預け先: ゆうちょ銀行→通帳金額と合致

4. 積立の部

	前年度繰越	本年度積立	現在積立合計
周年行事(記念行事)	609,178	100,541	709,719
OA機器等積立の部	59,076	95,279	154,355

預け先: 西京信用金庫→通帳金額と合致

本紙記述のとおり、令和7年度会計報告(案)を提出いたします。

練馬区立開進第四中学校PTA
 会長 佐藤 健
 会計 松戸 愛 小村 佐織

第2号議案 令和7年度 P T A 事業報告

PTA規約の一部改正（案）

※改正部分は太字、削除は取り消し線で表記
改正後（案）

改正前	改正後（案）
<PTA規約>	<PTA規約>
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条（名称・本部） この会は練馬区立開進第四中学校 P T A といひ、本部を開進第四中学校（東京都練馬区羽沢 3 - 2 4 - 1）内に置く。	第 1 条（名称・本部） この会は練馬区立開進第四中学校 PTA といひ、活動時は「開四中サポーター」と呼称する。 本部を開進第四中学校（東京都練馬区羽沢 3 - 2 4 - 1）内に置く。
第 3 章 会員	第 3 章 会員
第 7 条（会員の権利・義務） この会のすべての会員は平等に次の権利と義務をもつ。 (1) 学級・総会及び所属するすべての委員会で意見を述べ、提案することができる。 (5) 会費を負担する。	第 7 条（会員の権利・義務） この会のすべての会員は平等に次の権利と義務をもつ。 (1) 学級・総会等で意見を述べ、提案することができる。 -(5)- 会費を負担する。 ※ (5) 項を廃止とする。
第 4 章 役員	第 4 章 役員
第 8 条 この会に次の役員を、会員の中から選出し、その本役員をもって本部を構成する。尚、新1年生保護者に役員への推薦者がいた場合はこれを選出する。 会長 1 名（保護者） 副会長 4 名以上（内1名は教職員） 書記 2 名以上（保護者） 会計 2 名以上（保護者） 第 11 条 役員は次の通りとする。 (1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。 (3) 書記は会議の記録に当たる。 (4) 会計はこの会の経理会計に当たる。 (5) 次年度役員候補者リストの作成、候補者への委嘱、および総会への推薦業務（次年度役員候補者リストの提示）を行う。 (6) 任期年度の委員会の設置および人数の決定。 第 13 条 この会の経費は会費、事業収入、その他の寄附金をこれにあてる。会費の額および資金獲得については総会の承認が必要である。 第 14 条 会費は所定の額を一括納入する。	第 8 条 この会に次の役員を、会員の中から選出し、その本役員をもって本部を構成する。 役員 の活動における名称を下記の通りとする。 尚、新1年生保護者に役員への推薦者がいた場合はこれを選出する。 本部代表 1 名（保護者） 本部スタッフ 7 名程度（内1名教職員） 第 11 条 役員は次の通りとする。 (1) 本部代表はこの会を代表し、会務を統括する。 (2) 本部スタッフより下記の任務担当を置く。 ①本部代表を補佐し、本部代表に事故あるときはその職務を代行する者 ②会議の記録に当たり、文書の作成を行う者 ③活動サポート費の管理・この会の経理会計に当たる者 (3) 次年度役員候補者一覧の作成、候補者への委嘱、および総会への推薦業務（次年度役員候補者の提示）を行う。 (4) 任期年度の学校行事に関する保護者によるサポート係の募集および決定。 第 13 条 この会の経費は在校生保護者に対し任意で募る活動サポート費をこれにあてる。資金獲得については総会の承認が必要である。 第 14 条 本会の維持に支障のない限り、会費を定めない。
第 5 章 総会	第 5 章 総会
第 19 条 総会は出席会員の中から議長を選んで以下のことを行う。 (1) 活動報告・活動計画の審議と承認。 (2) 予算・決算の審議と承認。 (3) 役員・会計監査委員の選出及び承認。 (4) 規約の改正。 (5) その他重要事項の審議。 第 20 条 総会には定期総会と臨時総会があり、定期総会は年度始め・年度末に行ひ、臨時総会は実行委員会が必要と認められた時、または会員の10分の1以上からの要求があったときに開催する。	第 19 条 総会は出席会員の中から議長を選んで以下のことを行う。 (1) 活動報告・活動計画の審議と承認。 (2) 予算・活動費の管理および決算報告の審議と承認。 (3) 役員・会計監査委員の選出及び承認。 (4) 規約の改正。 (5) その他重要事項の審議。 第 20 条 総会には定期総会と臨時総会があり、定期総会は年度始め・年度末に行ひ、臨時総会は実行委員会役員が必要と認められた時、または会員の10分の1以上からの要求があったときに開催する。

第 6 章 実行委員会	第 6 章 実行委員会
<p>第 24 条 実行委員会は、総会に基づいたこの会の執行機関であり、総会に次ぐこの会の決議機関として開催される。</p> <p>第 25 条 実行委員会の構成は、この会の役員・委員会、各学年代表によって構成される。</p> <p>第 26 条 実行委員会の任務は次の通りとする。 (1) 各委員会の意見または立案された事業計画を審議する。 (2) 総会に提出する議案を作成する。 (3) 必要に応じて特別委員会を設ける。 (4) 総会で承認された事業の実行を統括する。</p> <p>第 27 条 実行委員会は必要に応じて会長がこれを招集して開き、その議長となる。</p> <p>第 28 条 議決は出席委員の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。</p>	<p>本会の運営に支障のない限り、実行委員会の機能を停止とする。</p> <p>第 24 条 実行委員会は、総会に基づいたこの会の執行機関であり、総会に次ぐこの会の決議機関として開催される。</p> <p>第 25 条 実行委員会の構成は、この会の役員・委員会、各学年代表によって構成される。</p> <p>第 26 条 実行委員会の任務は次の通りとする。 -(1)-各委員会の意見または立案された事業計画を審議する。 -(2)-総会に提出する議案を作成する。 -(3)-必要に応じて特別委員会を設ける。 -(4)-総会で承認された事業の実行を統括する。</p> <p>第 27 条 実行委員会は必要に応じて会長がこれを招集して開き、その議長となる。</p> <p>第 28 条 議決は出席委員の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長がこれを決する。</p>
第 7 章 学級委員会	第 7 章 学級委員会
<p>第 29 条 学級委員は、全会員が所属するこの会の基礎組織として、各学級の保護者と正副担任によって構成し、次のように各学級において活動する。 (1) 学級委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。 (2) 必要に応じて常任委員会を開催する。 (3) 委員は学級担任教員と協議し、学校と生徒・保護者の交流を目的とし活動する。 (4) 学級の保護者と教職員は P T A の目的と方針に従って話し合い学びあって、諸問題の解決と向上をはかり、同学年で協議し、実行委員会に提言する。 (5) 原則として各学年の内 1 名は実行委員会に出席する。</p>	<p>本会の運営に支障のない限り、学級委員会の機能を停止とする。</p> <p>第 29 条 学級委員は、全会員が所属するこの会の基礎組織として、各学級の保護者と正副担任によって構成し、次のように各学級において活動する。 1)-学級委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。 -(2)-必要に応じて常任委員会を開催する。 -(3)-委員は学級担任教員と協議し、学校と生徒・保護者の交流を目的とし活動する。 -(4)-学級の保護者と教職員は P T A の目的と方針に従って話し合い学びあって、諸問題の解決と向上をはかり、同学年で協議し、実行委員会に提言する。 -(5)-原則として各学年の内 1 名は実行委員会に出席する。</p>
第 8 章 地域生活委員会	第 8 章 地域生活委員会
<p>第 30 条 この会の事業を有効に行うために地域生活委員会を置き、地域社会の教育力を高めつつ、地域における生徒の安全と健全育成のための活動を目的とする。 (1) 地域生活委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。 (2) 必要に応じて常任委員会を開催する。 (3) 原則として委員の内 1 名は実行委員会に出席する。</p>	<p>本会の運営に支障のない限り、地域生活委員会の機能を停止とする。</p> <p>第 30 条 この会の事業を有効に行うために地域生活委員会を置き、地域社会の教育力を高めつつ、地域における生徒の安全と健全育成のための活動を目的とする。 -(1)-地域生活委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。 -(2)-必要に応じて常任委員会を開催する。 -(3)-原則として委員の内 1 名は実行委員会に出席する。</p>
第 9 章 文化委員会	第 9 章 文化委員会
<p>第 31 条 この会の事業を有効に行うために文化委員会を置き、P T A 会員の文化的交流をはかる活動を目的とする。 (1) 文化委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。 (2) 必要に応じて常任委員会を開催する。 (3) 原則として委員の内 1 名は実行委員会に出席する。</p>	<p>本会の運営に支障のない限り、文化委員会の機能を停止とする。</p> <p>第 31 条 この会の事業を有効に行うために文化委員会を置き、P T A 会員の文化的交流をはかる活動を目的とする。 -(1)-文化委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。 -(2)-必要に応じて常任委員会を開催する。 -(3)-原則として委員の内 1 名は実行委員会に出席する。</p>

第 10 章 ヘルマーク委員会	第 10 章 ヘルマーク委員会
<p>第 32 条 この会の事業を有効に行うためにヘルマーク委員会を置き、教育的援助につながる活動を目的とする。</p> <p>(1) ヘルマーク委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。</p> <p>(2) 必要に応じて常任委員会を開催する。</p> <p>(3) 原則として委員の内1名は実行委員会に出席する。</p>	<p>本会の運営に支障のない限り、ヘルマーク委員会の機能を停止とする。</p> <p>第 32 条 この会の事業を有効に行うためにヘルマーク委員会を置き、教育的援助につながる活動を目的とする。—— —(1)—ヘルマーク委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。—— —(2)—必要に応じて常任委員会を開催する。—— —(3)—原則として委員の内1名は実行委員会に出席する。—</p>
第 11 章 広報委員会	第 11 章 広報委員会
<p>第 33 条 この会の事業を有効に行うために広報委員会を置き、P T A 活動の認知向上と PTA会員の相互理解につながる活動を目的とする。</p> <p>(1) 広報委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。</p> <p>(2) 必要に応じて常任委員会を開催する。</p> <p>(3) 原則として委員の内1名は実行委員会に出席する。</p>	<p>本会の運営に支障のない限り、広報委員会の機能を停止とする。</p> <p>第 33 条 この会の事業を有効に行うために広報委員会を置き、P T A 活動の認知向上と PTA会員の相互理解につながる活動を目的とする。—— —(1)—広報委員は保護者会員より各学級ごと、当該年度に決定された人数を選出する。—— —(2)—必要に応じて常任委員会を開催する。—— —(3)—原則として委員の内1名は実行委員会に出席する。—</p>
細 則	細 則
第 2 章 会員	第 2 章 会員
<p>第 2 条 会費の納入をもって入会とする。</p>	<p>第 2 条 本校生徒保護者および教職員は等しく入会の資格を有する。加入非加入は原則として自由選択とする。</p>
第 3 章 会費	第 3 章 会費
<p>第 4 条 会費は1世帯2,400円（月額200円×12ヶ月分）とする。ただし、その年度の情勢により、会費額の変動が発生する場合は総会の承認を必要とする。</p>	<p>会費制を廃止とし、第3章を削除とする</p> <p>第 4 条 会費は1世帯2,400円（月額200円×12ヶ月分）とする。ただし、その年度の情勢により、会費額の変動が発生する場合は総会の承認を必要とする。——</p>
第 5 章 その他	第 5 章 その他
<p>第 6 条 規約、細則に規定されていないことに関しては、実行委員会出席者の過半数の賛同で決定できる。</p>	<p>第 6 条 規約、細則に規定されていないことに関しては、実行委員会出席者学校との協議の上決定できる。</p>

第4号議案

令和8年度 開進第四中学校PTA役員・会計監査 候補者

役員

佐藤 健 (新2年)

茂木 典子 (新3年)

小村 佐織 (新3年)

松戸 愛 (新3年)

相澤 里衣 (新2年)

※敬称略、学年毎・五十音順